

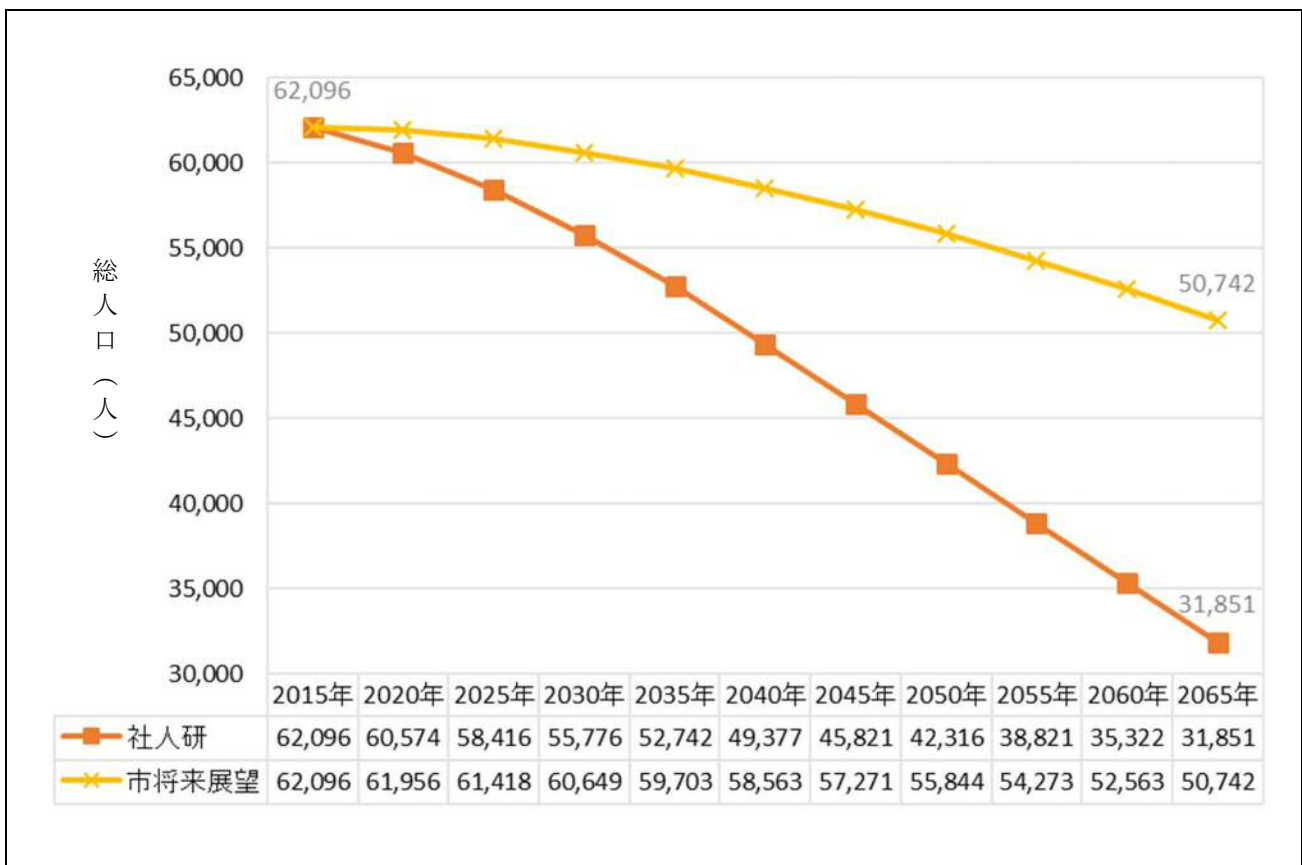
第六次多賀城市総合計画
基本構想

多賀城市
令和 2 年 5 月

第 1 章 人口の将来展望

本市では、多賀城市人口ビジョン（平成 27（2015）年 10 月策定、令和 2（2020）年 5 月改訂）を策定しており、令和 47（2065）年における将来人口の推計と当該推計を基にした人口の将来展望を示しています。

基本構想の目標年度である令和 12（2030）年の人口は、この多賀城市人口ビジョンにおける将来展望に基づき、60,649 人と想定します。



※社人研は、「国立社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）」をいいます。

第 2 章 将来都市像

令和 1 2 (2 0 3 0) 年度を目標年度とする本市の将来都市像 (多賀
城市総合計画策定条例 (平成 3 0 年多賀城市条例第 2 9 号) 第 2 条第 2
号の将来都市像をいう。) を次のとおり定めます。

1 メインフレーズ

日々のよろこびふくらむまち 史都 多賀城

自然、歴史、文化、そして温かな人の輪に囲まれ、何気ない日々の中
に、多賀城ならではの心豊かな喜びや幸せが感じられる、そんな暮
らしを送ることのできる未来の多賀城を、私たちはみんなで協力し合
って創ります。

2 vision

政治、経済、文化の拠点であった「多賀城」がこの地に置かれたのは、約1300年前のこと。いつの時代も四季を彩ってきた美しい自然、創建から紡いできた悠久の歴史、人々が培ってきた文化となりわいは、現代に確かに受け継がれています。

このまちに暮らす私たちは、東日本大震災の経験から、こうした多賀城で暮らす喜びや何気ない日々の中で感じる小さな幸せ、そして人と人とのつながりがいかに尊いものかということに改めて気付きました。この経験から得た知恵や教訓は、みらいを創造するチカラとして確かに根付いています。

多賀城には、みらいへの可能性がそこかしこに息づいています。

人を魅了する多賀城の個性を礎に、豊かな感性を育て、互いを認め合いながら、多賀城ならではの暮らしの価値を創ろうという人や、活気と活力に満ちた魅力あふれるまちにしようといきいきと働く人がいます。次代を生きる子どもたちのために行動しようとする人や、まちの誇りをみらいにつなごうという人もいます。人口減少による縮小社会の進展という未知なる局面を迎える中でも、地域の営みや私たちの暮らしを充実させようという一人ひとりの動きが大きくなうねりとなって、まちの居心地の良さや誇りを共に育もうという人の輪が広がっています。

自然、歴史、文化そして温かな人の輪に囲まれ、何気ない日々の中に、このまちならではの心豊かな喜びや幸せが感じられます。

いつまでも暮らし続けたいと思う私たちのまちがみらいへと続いています。

3 キャッチコピー（市民みんなの合言葉）

つなぐ はぐくむ Tagayasu

- ・ 活力に富んだまちには、固有の市民文化が存在し、その文化が市民のアイデンティティやコミュニティを形成し、個性的な社会活動や経済活動が展開されています。こうした市民文化が、市民全体の社会的財産となるよう、そして、まちづくりの土台となるよう発展させ、その文化によって結びついた人々の自発的な活動によって都市の魅力や活力を創生し、市民の誇りや愛着を育み、日々のよろこびが実感できるまちを目指します。
- ・ つなぐ
人と人をつなぎ、人と地域をつなぎ、こうしたつながりの輪を次代につないでいきます。
- ・ はぐくむ
次代を担う子どもたちを地域のみんなではぐくみ、自分なりの価値を創造できる市民や自ら地域課題解決のために行動する市民をはぐくみ、そして、地域のみんなでまちを創り、まちをはぐくんでいきます。
- ・ Tagayasu
まちのそこかしこに息づく未知の魅力という種が芽吹き、花開き、市民のよろこびがふくらむまちとなるよう、このまちをたがやしていきます。
- ・ Tagayasu とは
多様性や創造性というチカラを持つ文化芸術をとおして、福祉、産業、観光、教育など様々な分野における地域課題の解決を目指します。このまちで暮らす居心地の良さを醸成し、自ら地域課題解決のために行動する市民がたくさん暮らす地域を育てていく、そうした暮らしがこのまちに自然と漂う空気のような市民文化として定着させるための地方創生プロジェクトの呼称です。
- ・ Tagayasu の語義
畑などを耕す意味の“タガヤス”と多賀城の“タガ”を組み合わせた造語です。元々“文化＝Culture（カルチャー）”という言葉は、ラテン語で「耕す」を意味する“colere（コレレ）”が語源となっており、文化の力で多賀城を耕し、よろこびふくらむ魅力的なまちを創りたいと思い、名付けたものです。

第3章 重点テーマ

将来都市像実現に向けて戦略的、横断的に実施する大きなまちづくりの方向性となる3つの重点テーマを次のとおり定めます。

- 心も暮らしも豊かなみらいをつくるみんなが育つまち
- 震災の経験をいかしみんなの力がつながるまち
- 市民の誇りとなる多賀城らしい魅力をたがやすまち

○心も暮らしも豊かなみらいをつくるみんなが育つまち

1300年の時を越えて受け継がれてきた

このまちの自然、歴史、文化

それらを次代につなぐのは、今を生きる私たちの役目です。

日々の暮らしをより心豊かに過ごせるように。

喜びを感じながら大人たちがより成長できるように。

大人たちが織りなすいきいきとした暮らし、

そんな暮らしの中で育つ子どもたちが

みらいに沢山の夢や希望が持てるように。

みんなが育つ多賀城

私たちが目指すまちです。

○震災の経験をいかしみんなの力がつながるまち

かけがえのない、たくさんのもを奪い去った東日本大震災
私たちは、幾多の困難を経て、力を合わせ立ち上がりました。

震災を経て、私たちは、

地域で助け合える人と人とのつながりの大切さを、

改めて心に刻みました。

これからも安心して暮らしていくためには、

震災の経験から得た知恵や教訓と、伝承される知見をいかしつつ、

災害、人口減少、高齢化など目前に迫る地域課題に、

それぞれが積極的に関わりながら、持てる力を発揮し、

互いに支え合うことが大切です。

人と人、人とまちとがつながり、自らの手でみらいをひらく。

そんな市民文化のある多賀城

さらには、人と人との支え合いを礎に、

災害による被害を最小限のものとし、

迅速に復旧復興を実現する多賀城

私たちが目指すまちです。

○市民の誇りとなる多賀城らしい魅力をたがやすまち

奈良・平安時代に東北の拠点であった多賀城
律令国家形成の礎となった歴史遺産や歌枕などの文化遺産から
東北の歴史が紐解かれます。

そんな悠久の歴史の記憶を刻む自然環境、
先人から引き継がれてきた日々の暮らしやなりわい、
そして多様な能力を備えた地域の人材、
それら多賀城ならではの個性は、
日々の暮らしに彩りや潤いを与えてくれます。

このまちを吹き抜ける風、
多賀城の創建以来、変わらず流れる風に、
新しい時代の流れを乗せた風が重なり、
個性は、時代に合った魅力へと深化します。
一人ひとりが、このまちの個性を楽しみ、豊かに表現していくことで、
新たな価値が生まれ、多賀城らしい魅力が創られていきます。

自慢したい、世界に誇れる魅力あふれる多賀城
私たちが目指すまちです。

第4章 土地利用のあり方

1 基本理念

地域特性を活かした調和のある土地利用

土地は、市民生活や産業活動を営むに当たり重要な要素です。土地の利用に当たっては、自然環境の保全と安全性の確保に努めながら、地域の自然、経済情勢、文化的背景、社会情勢などの諸条件に配慮し、総合的かつ計画的に進める必要があります。

本市では、将来都市像（vision）を実現するため、「自然環境・都市環境の調和」、「持続可能な都市経営の実現」、「地域特性に合った魅力・付加価値の向上」という3つのバランスがとれるような土地利用を目指します。

2 基本姿勢

基本理念を実現するために、次のように取り組んでいきます。

(1) 自然環境・都市環境の調和

本市は、市内全域に魅力的で質の高い都市環境が多賀城駅を中心に広がる一方で、車で数分の距離には、年間を通じて比較的温暖な気候のもと、西部に広がる田園や加瀬沼、砂押川、貞山運河といった水辺を中心に、季節を彩る豊かな自然環境が広がっています。こうした自然環境と都市環境との調和によって、本市の暮らしやすさは実現されています。自然環境の保全と都市環境の維持というバランスを大切に、調和がとれた暮らしやすさを次代に継承します。

(2) 持続可能な都市経営の実現

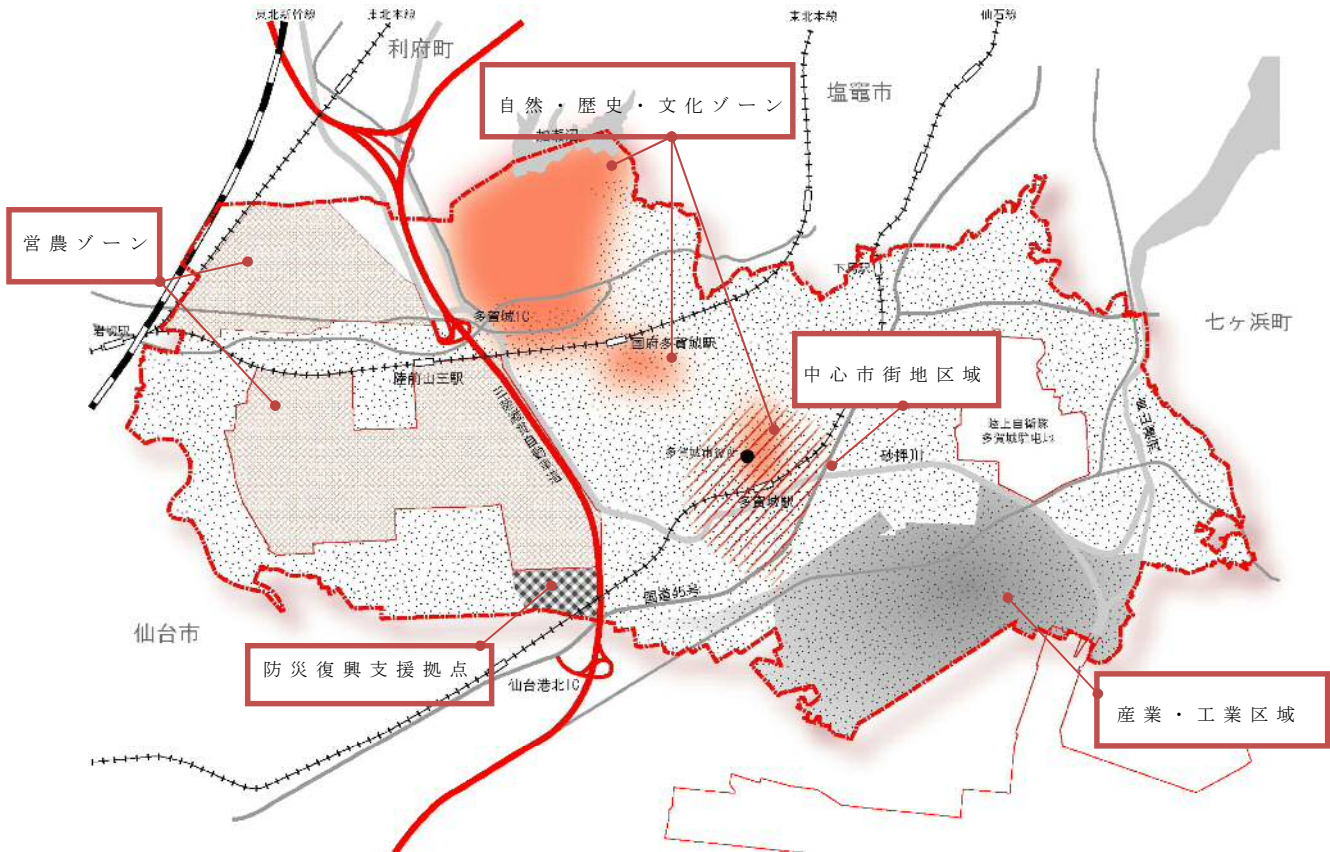
本市は、東日本大震災後、いち早く減災都市戦略を打ち立てるとともに、減災都市宣言を行い、災害に強いまちづくりに取り組んでいます。このような一連の取組は、レジリエントシティ（災害に耐え、乗り越える力のある都市）として国連からも承認を受けています。レジリエントシティに相応しい、強靱な都市防災機能と安全・安心で利便性の高い都市基盤を維持するため、複合化、コンパクト化及び集約化といった手法により、持続可能な都市経営の実現に努めます。

(3) 地域特性に合った魅力・付加価値の向上







本市は、市名の由来となった多賀城跡をはじめ、多賀城創建を今に伝える多賀城碑、末の松山などに代表される歌枕、陸奥総社宮の祭礼そして今も伝わる農村集落としての営みを、代々受け継いでいくことで、多賀城創建以来1300年にわたる歴史文化を築いてきました。そして、今、新しい市立図書館の誕生を契機に、新しい文化と伝統的な文化を融合させる東北随一の文化交流拠点づくりの取組を進めています。このような地域特性を活かし、まちに対する誇りと愛着を育む空間として、多賀城ならではのまちの魅力や付加価値の向上に取り組めます。

3 ゾーニング

基本理念を実現するため、市域を次のようにゾーニングします。



※当該ゾーニングを基本としますが、都市機能強化の際には、一部柔軟な対応を行います。

既成市街地ゾーン 	安全で快適な住環境の確保、未利用地の有効活用等により、都市機能の確保・集約を目指します。
中心市街地圏域 	既成市街地ゾーンの中でも、JR仙石線多賀城駅を中心に広がる区域です。特に文化の力による人々の交わりを基軸に据えながら、都市活力を高めることを目指します。
産業・工業区域 	既成市街地ゾーンの中でも、市民の仕事や雇用の場を確保するとともに企業活動を促進する区域です。環境への配慮や減災技術の活用に着目しつつ、産業活力を高めることを目指します。
防災復興支援拠点 	東日本大震災における甚大な被害を踏まえ、今後の災害に備えて防災・減災と産業復興を支援する拠点です。
営農ゾーン 	優良農地としての保全を図るとともに、野菜、施設園芸などの展開によって高品質な高収益性作物の周年栽培を目指します。
自然・歴史・文化ゾーン 	JR東北本線国府多賀城駅や三陸縦貫自動車道多賀城インターチェンジに隣接する特性を活かして、悠久の歴史と新たな文化の発信ややすらぎと憩いの提供を通して、市民を含めて多くの方が訪れることを目指します。

第5章 政策体系・政策大綱

将来都市像の実現に向けたまちづくりの体系及び方向性として、政策体系及び政策大綱を次のとおり定めます。

1 政策体系

政策1 みんなの力で減災 安全で安心して暮らせるまちづくり（安全安心）

政策2 健やかで優しい 支え合いのあるまちづくり（健康福祉）

政策3 夢と希望が輝く 誰もが成長できるまちづくり（教育文化）

政策4 都市と自然の環境調和 快適で潤いのあるまちづくり（生活環境）

政策5 地域の資源と知恵をいかす 活気あふれるまちづくり（産業活気）

政策6 地域の未来を共に創る 絆と誇りを築くまちづくり（地域創生）

政策7 縮減社会への対応 持続可能な行財政経営（行財政経営）

2 政策大綱

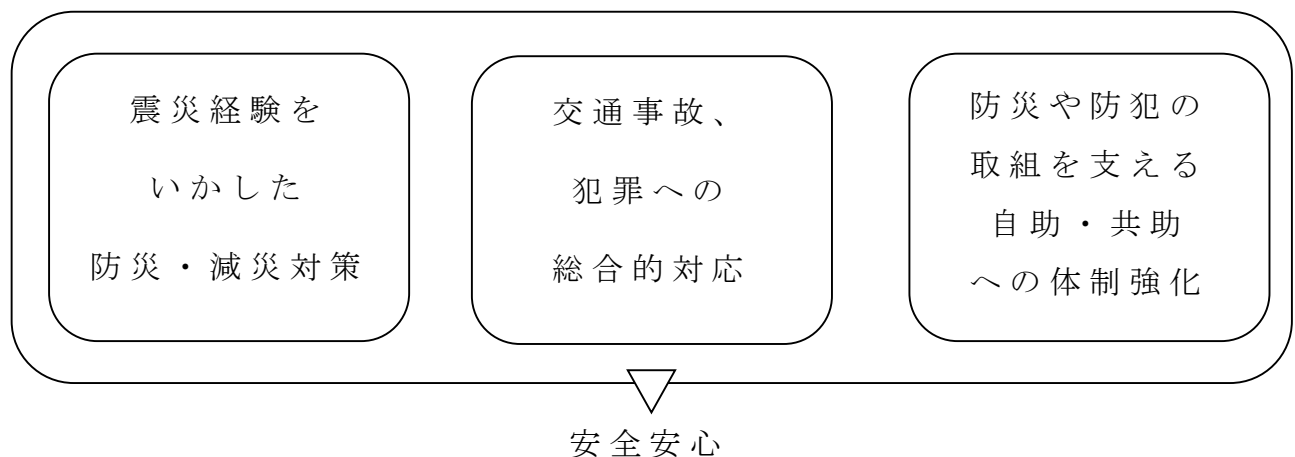
政策1 みんなの力で減災 安全で安心して暮らせるまちづくり

人命を第一に考え、災害に備え、災害による被害を極力減じ、迅速に、そして、しなやかに復旧復興を実現するまちとなるよう、東日本大震災の経験から得た知恵や教訓、人と人とのつながり、そして復興事業によって整備したインフラをいかした防災・減災対策を講じます。

また、防災・減災対策の意義やその継続的な取組の必要性、そして震災経験をみらいへと伝承していきます。

市民が暮らしの中での安全・安心を実感できるよう、交通事故、犯罪の未然防止や減少に向けた対策はもちろんのこと、関係機関と連携しながら被害者の視点にも立って、施策を総合的かつ計画的に進めます。

安全安心な暮らしにとって不可欠な自助、共助が促進されるよう、防災や防犯の取組を支える共助体制と、関係する機関等との連携や情報共有を行う体制を充実強化します。



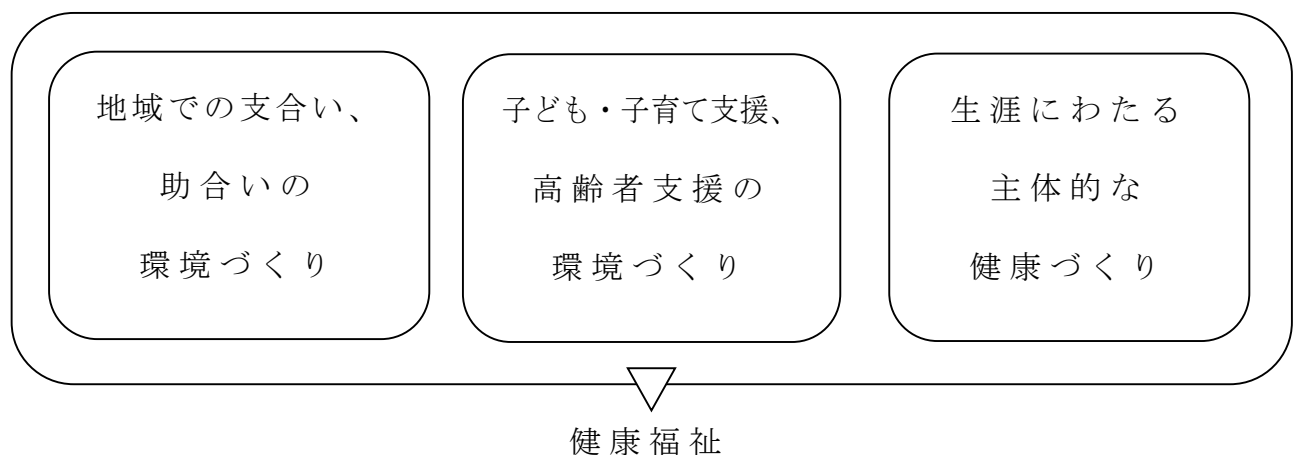
政策 2 健やかで優しい 支え合いのあるまちづくり

子どもから高齢者まで、障害のある方もない方も、このまちに暮らす誰もが、心豊かに安心してその人の望むその人らしい生活を送ることができるよう、地域での助け合い、支え合いができる温かで優しい環境づくりを進めます。

子ども一人ひとりが健やかに育つよう、地域社会全体で子どもの育ちや子育て家庭を支えられるような環境づくりを進めます。

社会構造が変化しライフスタイルや価値観などが多様化する中で、生涯にわたり幸せを感じられるよう、高齢者をはじめ誰もが自らの意思でいきいきと活躍できる環境づくりを進めます。

また、健やかで元気な暮らしが実現されるよう、生涯にわたる主体的な健康づくりを促進します。



政策3 夢と希望が輝く 誰もが成長できるまちづくり

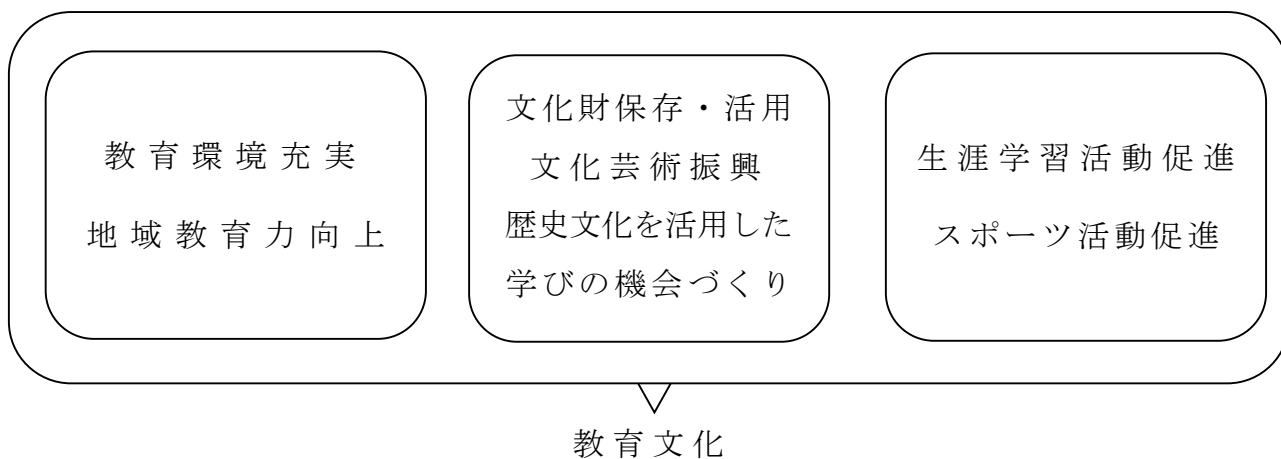
夢や希望を持ち、地域社会で豊かに生きるための子どもたちの自らの意思による学びを支えられるよう、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む教育環境に意を配するとともに、地域社会全体で学びを支えることができる環境づくりを進めます。

日本を代表する史跡である多賀城跡などの歴史文化遺産を適切に保存継承し、その歴史や文化への愛着に繋がる活用を進めます。

また、多彩な文化活動が市民文化として根付き、市民が文化活動を行う場と優れた文化芸術に触れる機会を提供し、市民主体の文化活動を促進します。

さらには、歴史や文化を活用した本市ならではの学びや交流の機会づくりを進めます。

生涯にわたって学び続けるための機会づくり、地域文化の振興、生涯スポーツの促進を進めます。

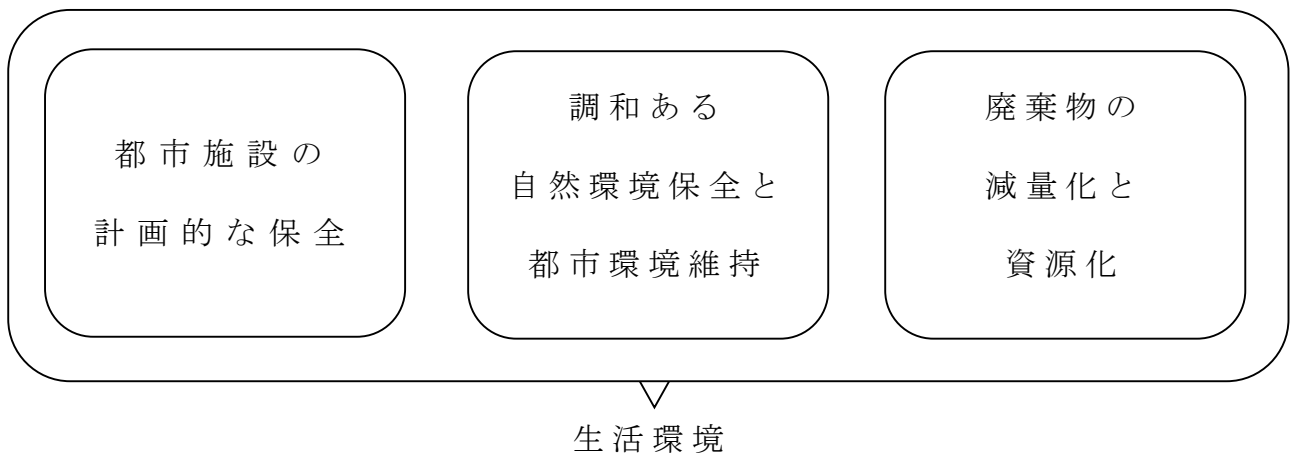


政策 4 都市と自然の環境調和 快適で潤いのあるまちづくり

誰もが安心して快適に暮らせる生活環境が保たれるよう、道路、公園、上下水道などの都市施設を計画的に保全します。

市内に残る彩り豊かな自然環境と魅力的で質の高い都市環境との調和により生まれる暮らしやすさが次代に引き継がれるよう、自然環境の保全と都市環境の維持に、バランスよく取り組みます。

また、環境にやさしい循環型社会となるよう、廃棄物の減量化や資源化を推進します。

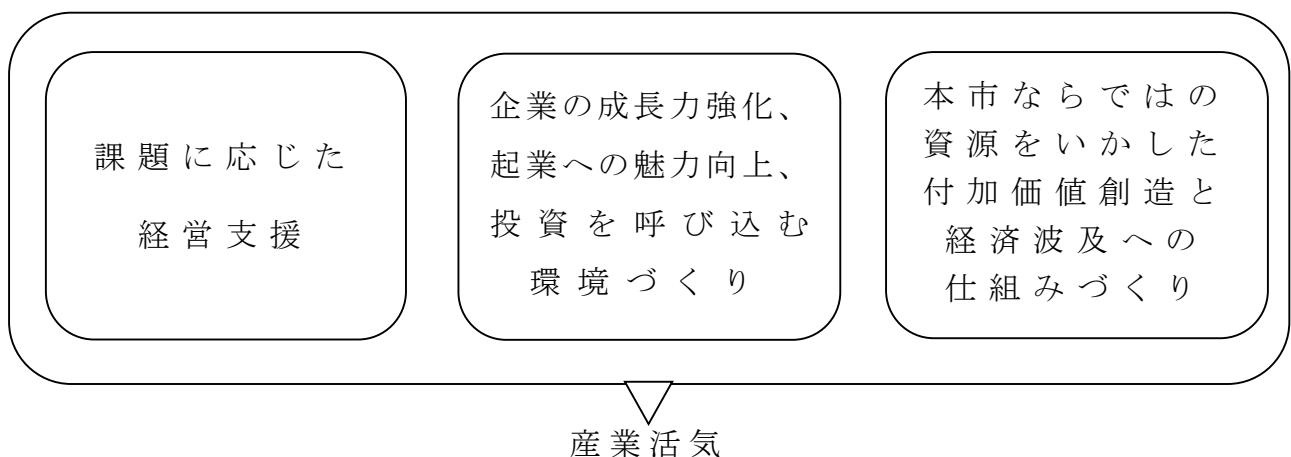


政策 5 地域の資源と知恵をいかす 活気あふれるまちづくり

人口減少に起因する縮減社会にあっても、若者をはじめ多くの人が地元で意欲を持って働けるよう、経営基盤強化や担い手育成、各産業分野の連携など社会情勢や課題に即応した経営支援を進め、暮らしを支える農業、商工業、観光業などの各産業分野の活発化を促進します。

さらには、このまちでの新たなビジネス展開や事業拡大、新たな事業者の起業・創業など本市の産業の成長を支え、外からの投資を呼び込む環境づくりを進めます。

また、本市ならではの歴史や都市環境といった本市固有の魅力的な資源をいかし、産業観光や体験型観光などをはじめ、付加価値が創造され、経済に波及する仕組みづくりを進めます。

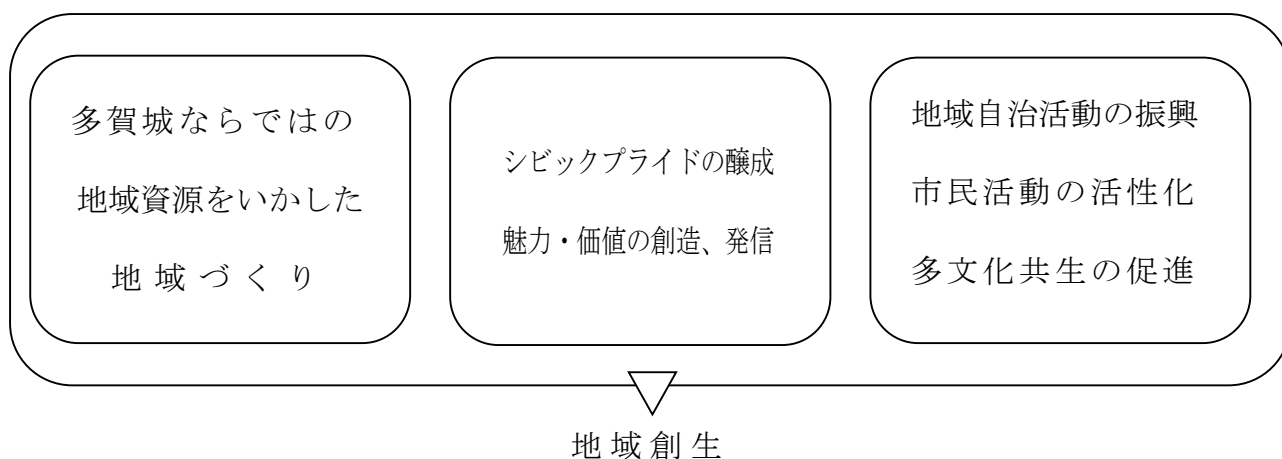


政策 6 地域の未来を共に創る 絆と誇りを築くまちづくり

本市ならではの歴史、文化芸術など、特色ある地域資源をいかし、人とまちの双方が輝く地域づくりを進めます。

また、このまちに暮らす愛着や誇りというシビックプライドが醸成されるよう、人と人との出会い、交流することで、まちの魅力を発見し、それを高める取組を促進するとともに、まちの魅力の発信を進めます。

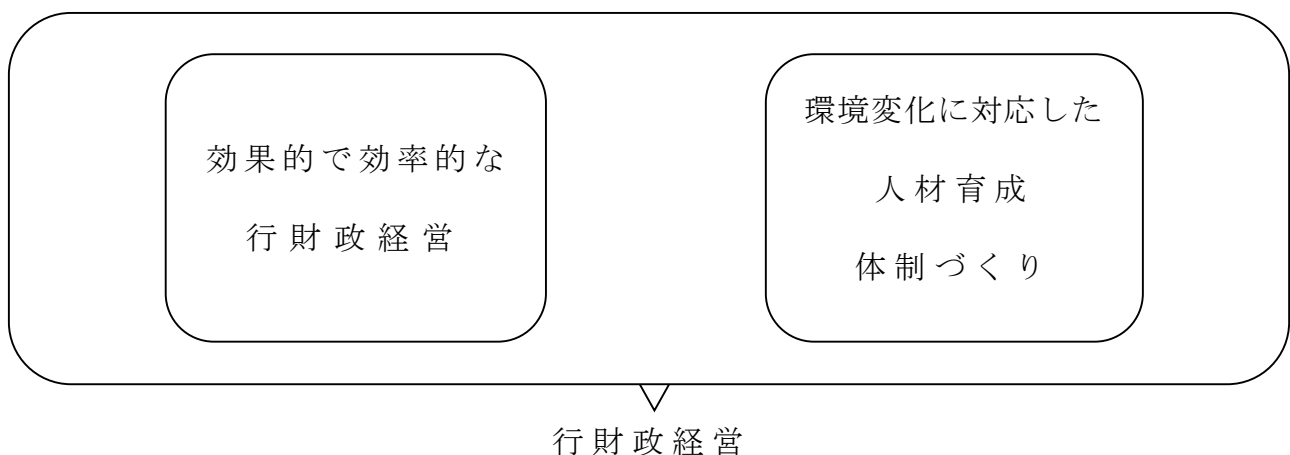
地域課題を自分のことと捉え、それを解決するため自ら考え、行動する市民文化が発展するよう、住民自治活動の振興、地域力の向上、市民活動の活性化を進めるとともに、多文化共生、地域の担い手、活動の輪がひろがっていく環境づくりを進めます。



政策 7 縮減社会への対応 持続可能な行財政経営

縮減社会を迎え、資源がより限られていく中でも、将来都市像実現に向けたまちづくりを着実に進めるとともに、拡大成長を前提とした量的充足という考え方から、社会経済が縮小したとしても市民の暮らしの充実と質的向上を目指す「縮充」という考え方へ移行し、効果的で効率的な行財政経営を進めます。

また、めまぐるしく変化する社会環境と、多様化する行政課題に、市民からの理解と信頼のもとで、迅速・適切に対応できる人材育成と体制づくりを進めます。



第 6 章 公共施設等のあり方

1 本市における公共施設等の現状

本市は、高度経済成長期に都市化が一気に進展したことから、道路、橋りょうなど市民生活や経済活動の基盤となるインフラ資産と、学校施設、文化、スポーツ、福祉施設などサービスを提供するための機能が付与された施設、いわゆるハコモノ資産となる多くの公共施設等を一気に整備促進してきました。このようにして整備された公共施設等を拠点とした公共サービスの拡充により、都市機能が底上げされたという功績がある一方で、これらの施設は、老朽化が深刻化しており、今後一斉に建替や更新の時期を迎えることとなります。

人口減少、少子高齢化などによる社会構造の変化に伴い、社会保障費等の義務的経費が増加傾向にある中、施設の維持管理及び改修・更新に必要な財源確保が困難になることが懸念されます。

2 本市における公共施設等をめぐる課題等

- (1) 人口減少社会においても市民生活に欠かせないサービスの提供が可能な施設体系の構築
- (2) 適正な機能維持と安全性確保
- (3) 人口構造の変化や時代の要請に伴い変化する市民ニーズへの適合
- (4) 将来における持続可能な健全財政の実現

3 対象となる公共施設等

公共施設（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条第 1 項に規定する住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための公の施設をいいます。）に加えて、インフラ資産や庁舎など本市が保有する全ての不動産（土地、建物等）を対象とします。

4 基本理念

公共施設等における公共サービスの持続

本市における公共施設等をめぐる課題等を解決し、市民が必要とする価値を充足するため、公共施設等の面積及び整備・維持管理に係る費用を縮小しつつも施設機能を強化充実させる「縮充」という考え方へ移行（パラダイムシフト）し、適切に公共サービスの提供を持続することを目指します。

5 基本姿勢

基本理念を実現するため、次のように取り組みます。

(1) サービスと機能の最適化

少子高齢化の進行などの社会情勢の変化を踏まえ、市民ニーズが高いサービスと求められる機能を把握しつつ、現行の枠組みにとらわれることなく、「需給バランスはどうか」「稼働時間は問題がないか」「サービス供給に施設は必要か」「民間との役割分担は適切か」などの視点で、毎年度公共施設等の点検・評価を行い、見直しを図りながら、サービスと機能の最適化を図ります。

(2) 最適配置の検討

総合計画の将来都市像をはじめとする各種計画のまちづくりの方向性、特に重点テーマとの整合を図り、利用者の利便性等を総合的に勘案し、統廃合と合わせて、最適配置を検討します。

(3) 総量の縮減

将来における持続可能な健全財政実現のため、次のように公共施設等全体の総量（延床面積等）を縮減します。

ア 新規整備の抑制

サービスと機能の確保を重視しつつ、既存の公共施設等の長寿命化や有効活用を図ることで、新規整備を極力抑制します。

新規整備を行う場合は、相当分の削減を図ります。

イ 複合・共用化・転用・集約

施設の多目的化や他用途への転用、汎用的な機能集約などを図ります。

ウ 民間移管、民間活力

民間事業者をはじめとした多様な担い手による施設設置を検討します。

エ 広域連携の推進

市町村の枠組みにとらわれない広域連携の可能性を検討します。

(4) 効率的な施設経営（マネジメント）

次のような取組によって、公共施設等の持続可能性を高めます。

ア 安全・安心な維持管理

施設点検での情報を基に、計画的な予防保全など安全・安心な維持管理を行います。

イ 利用形態、運営形態の選択

市民ニーズに最も応えられる利用形態や運営形態を、民間活力導入も含め選択します。

ウ 計画的な整備等

ライフサイクル（設置・運営・維持管理・撤去）に配慮した、計画的な整備等を行います。

エ 妥当な応分負担

サービスの対価として、妥当な応分負担を求めます。

オ 効果的な資源配分

まちづくりの方向性の視点から、優先順位をつけて効果的な資源配分を行います。

カ 遊休資産の売却等徹底的な資産活用

遊休資産の売却を含め、積極的に活用していきます。